１．件名：日本原燃株式会社ウラン濃縮工場における遠心分離機への六フッ化ウランの供給停止についての面談

２．日時：令和６年２月７日(水)　１７時００分～１８時１５分

３．場所：テレビ会議

４．出席者：

原子力規制庁

長官官房　総務課　事故対処室

山口室長、有田係長

原子力規制部　検査グループ　核燃料施設等監視部門

平野主任監視指導官

六ヶ所原子力規制事務所

皆川所長、山神原子力運転検査官

日本原燃株式会社（以下「日本原燃」という。）

濃縮運転部長、他４名

５．要旨

（１）原子力規制庁は、日本原燃より、２月５日に発生したウラン濃縮工場の遠心分離機への六フッ化ウランの供給停止について、２月６日の面談での指摘事項を踏まえて、配付資料に沿って、説明を受けた。

（２）原子力規制庁から主に以下について説明を求めた。

○　濃縮度測定装置 B 号機の導入圧力不足の原因を配管内の不純物とした根拠は何か。

○　濃縮度測定装置 A 号機、B 号機ともに機能喪失しても、カスケード設備の臨界管理に係る事業許可上の要求は満たしているのか。

○　本事象によるカスケード排気系の臨界管理への影響はないか。

（３）日本原燃から、主に以下の回答があった。

○　生産運転開始前の濃縮度測定装置に繋がる弁の点検で異常が確認されていないこと、A 号機と比べて B 号機の測定回数が少ないことから、B 号機に繋がる配管内の不純物が原因の１つと推定している。

○　事業許可においては、原料と廃品との運転条件による濃縮度管理インターロック２系統及び濃縮度測定装置による濃縮度管理インターロック１系統を設置し、生産運転中は、これらの内２系統以上の機能を維持するとしている。濃縮度測定装置 A 号機及び B 号機が機能喪失した時点においても、原料と廃品との運転条件による濃縮度管理インターロック２系統の機能は維持されており、事業許可上の要求は満たしている。

○　カスケード排気系には、製品ウラン及び廃品ウランがともに流入するため、濃縮度は原料ウランと同じになり、濃縮度の制限値を逸脱することはない。また、同系の機器及び同系で発生する廃棄物についても、形状管理又は質量管理による臨界管理を行っている。以上のことから、本事象によ

るカスケード排気系の臨界管理は適切になされている。

（４）原子力規制庁から、以下の通り指摘した。

○　濃縮度測定装置Ｂ号機の導入圧力不足の原因については、網羅的に調査し、原因を特定すること。

○　原因が特定されてない状況では、修理のための特別な措置の必要がないとは断定できない。

（５）日本原燃から、以下の通り、回答があった。

○　濃縮度測定装置Ｂ号機の導入圧力不足の原因については、メーカーへの問合せ等、調査を引き続き行っており、調査の進捗状況を後日、改めて説明する。

○　法令報告事象に該当するかについては、資料において対象外としているが、原因調査の状況を踏まえて、改めて説明する。

６．配付資料

「機器の故障によるカスケード設備内の UF6 排気事象に係る補足説明について」